

「道産建築材活用促進事業」補助審査要領

第1 趣旨

道産建築材活用促進事業取扱要領第4の規定に基づく事業採択に関しては、この要領の定めるところによる。

第2 選考方法

道産建築材利用支援事業を実施する北海道木材産業協同組合連合会が事務局（以下「事務局」という。）となり、申請内容を審査し補助対象者を選定する。

第3 補助対象者の選定

補助対象者の選定にあたっては、道産建築材活用促進事業実施要領の第2の要件を全て満たしているかを審査した後、別紙1に定める優先採択事項配点表に沿って配点を行う。

なお、幅広い地域において、建築事業者、道民への波及性を重視することから、以下の(1)(2)を考慮した上で、審査・選定する。

(1)地域への波及性

道内に幅広くPRすることが重要であることから、14(総合)振興局に各1施設以上となるよう振興局単位で区分し審査する。

(2)事業の新規性

PRする建築事業者を増加させることが重要であることから、過年度の補助事業の実施状況（非住宅に限る）及び本事業の申請状況を踏まえ、配点表に基づき算出した配点に以下の係数を乗じて審査する。

- ・道産木材利活用対策事業(R1～R2)
- ・道産建築材利用支援事業(R3～R4)

過去に実施していない	過年度事業を実施	本事業を実施（複数申請）	
1.2	1.0	2施設目 0.8	3施設目以降 0.5

第4 追加資料の請求等

審査の課程で、必要に応じ追加資料の請求やヒアリング等を行うことがある。

追加資料の請求の際に、指定した期日までに資料の提出がない場合やヒアリングに応じることができない場合は審査の対象とならない場合がある。

別紙1 優先採択事項配点表

優先採択 事項	配点		
	5点	3点	1点
道産木材の 利用量	申請物件における道産木材 の利用量が 100m ³ 以上	申請物件における道産木材 の利用量が 50m ³ 以上	申請物件における道産木材 の利用量が 20m ³ 以上
道産木材の 利用率	申請物件全体に占める道産 木材の利用率が 90%以上 (桝組壁工法の場合は 40% 以上)	申請物件全体に占める道産 木材の利用率が 70%以上 90%未満 (桝組壁工法の場合は 35% 以上 40%未満)	申請物件全体に占める道産 木材の利用率が 50%以上 70%未満 (桝組壁工法の場合は 30% 以上 35%未満)
先進技術の 活用	全国的にも使用事例が少な い木材加工先進技術を活用 し、道産木材で製造された 構造部材を使用 (例：CLT、コアドライ、高 強度集成材)	道内での使用事例が少ない 道産木材で製造された構造 部材を使用 (例：道産ツーバイ材)	—
森林認証材 の活用	森林認証材を活用	—	—
道産木材の PR 手法	道産木材の PR 効果が特に高 い工夫を凝らした PR 方法 (例：申請物件の見学会)	道産木材の PR 効果が高い PR 方法 (例：申請物件を SNS 掲載)	—
道産木材の 波及効果	日常的に不特定多数の人が 訪れる建物 (例：商業施設、飲食店)	不特定多数の人が訪れる建 物	—
道産木材の 展示効果	道産木材の構造材をあらわ して使用し、竣工後も道産 木材の利用状況がわかる設 計となっている 防火地域等において、道産 木材の内外装材を使用する 設計となっている	道産木材の内外装材を使用 する設計となっている	—
「HOKKAIDO WOOD BUILDING」 登録制度の 活用	工事完成後、「HOKKAIDO WOOD BUILDING」登録手続きを行 う建築物	補助金交付申請時、 「HOKKAIDO WOOD」メンバ ーに登録している	—

※配点の基準に該当しない場合は 0 点とする。